

関東エリア

低 圧 電 力 プ ラ ン

(需給契約条件 [低圧])

2019年10月 1 日 実施

緑屋電気株式会社

低圧電力プラン（需給契約条件〔低圧〕）

目 次

1	対象のお客さま	1
2	契約電力	1
3	季節区分	2
4	料 金	2
5	そ の 他	3
附	則	5
別	表	6

1 対象のお客さま

この需給契約条件〔低圧〕（以下「この契約条件」といいます。）は、当社が、小売電気事業者である九電みらいエナジー株式会社（以下「九電みらいエナジー」といいます。）との取次業務委託契約にもとづき、九電みらいエナジーが供給する電気を当社が小売りするときの電気料金その他の供給条件を定めたもので、動力を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 次の地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまであること。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県
および静岡県（富士川以東）

- (2) 同一の需要場所において、当社から電灯または小型機器を使用する契約種別として電気の供給（以下「電灯供給」といいます。）を受けていること。

ただし、当社から電灯供給を受けていないお客さまについても、次のいずれかに該当する場合は、適用することがあります。

イ この契約条件の適用開始にあわせて当社から電灯供給を受けることが明らかな場合で、電灯供給開始に先だつてこの契約条件の適用を開始されるとき。

ロ 当社との電灯または小型機器を使用する需給契約の消滅にあわせてこの契約条件の適用を解消されることが明らかな場合で、電灯または小型機器を使用する需給契約消滅後にこの契約条件の適用を解消されるとき。

2 契約電力

- (1) 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値に力率（100パーセントといたします。）を乗じたものといたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) (1)によりがたい場合には、契約電力は、負荷設備の容量等を基準として、当社とお客さまとの協議によって定めます。

3 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件〔低圧〕（以下「供給条件」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均

燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	955円90銭
---------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円37銭	15円80銭

5 その他

(1) 当社との電灯または小型機器を使用する需給契約が消滅し、1（対象のお客さま）(2)に定める適用範囲を満たしていないことを当社が確認した場合には、当社は、供給条件32（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。

(2) お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、検針の結果等を紙面により郵送することがあります。この場合、当社は、実費を申し受ける

ものとし、原則として、料金とあわせて支払っていただきます。

- (3) この契約条件に定めのない事項については、供給条件によるものといたします。

附 則

1 実施期日

この契約条件は、2019年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、この契約条件によらず、令和元年6月1日実施の契約条件によります。

別 表

(燃 料 費 調 整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下

第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に・によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭2厘
-------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1) の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1 (2) によって算定された燃料費調整単価を当社で定める方法により、お客さまにお知らせいたします。